

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

ページ

告示	字の区域の変更(六五三・市町村課)……………	1
	特定計量器定期検査の実施(六五四・計量検定所)……………	1
	道路区域の変更(六五五・道路環境課)……………	2
	道路区域の変更及び供用開始(六五六・道路環境課)……………	3
	道路の供用開始(六五七、六五八・道路環境課)……………	3
公告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)……………	4
	土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………	4
	土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………	4
	土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部)……………	4
	物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課) 四件……………	4
	公安委員会告示……………	4
	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(九九)……………	7
	その他……………	7
告示	秋田県市町村職員共済組合の決算の要旨の公告……………	8
告示		

秋田県告示第六百五十三号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、山本郡山本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の部分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五

号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分が公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年八月十日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	山本郡山本町下岩川字城ノ森 一から四まで、八、九、一〇の一、一一の二、一二、一三、一四から一九まで、二二の二、二三の一、二三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字芹沢一一二の五に隣接する道路である公有地の全部
変更後の字の区域	山本郡山本町下岩川字芹沢

秋田県告示第六百五十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十六年八月十日

秋田県知事 寺田典城

検査を行う区域、対象となる特定計量器、期日、時間及び場所	検査区域	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
一	大内町	非自動ばかり及び分銅等	平成十六年九月十三日	午前十時三十分から 午前十一時三十分まで	大内町町民体育館
	西目町	”	平成十六年九月十三日	午後一時三十分から 午後四時まで	西目町役場地下車庫

道路の種類	道路の区域				本荘市	岩城町	由利町	東由利町	鳥海町	矢島町
	旧新別	"				"	"	"	"	"
路線名	平成十六年 九月二十九日		平成十六年 九月二十八日		平成十六年 九月十六日	平成十六年 九月十五日	平成十六年 九月十五日	平成十六年 九月十四日	平成十六年 九月十四日	平成十六年 九月十四日
	午後四時まで	午後一時から 正午まで	午後四時まで	午後一時から 正午まで	午前十一時三十分まで	午後一時から 午後三時三十分まで	午前九時から 午前十一時まで	午後一時三十分から 午後四時まで	午前十一時三十分まで	午前十一時三十分まで
区	ウス 本荘市セミナーハウス				岩城町自然休養村センター	由利町中央コミュニケーションセンター善隣館	東由利町役場車庫	鳥海町保健センター	矢島町農業指導センター	

間	敷地の幅員(メートル)		延長(キロメートル)
	秋田県告示第六百五十五号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成十六年八月十日	秋田県知事 寺田典城	

  

仁賀保町	象潟町	金浦町	
"	"	"	
平成十六年 十月五日	平成十六年 十月四日	平成十六年 十月四日	平成十六年 九月三十日
午後一時三十分から 午後四時まで	午後一時三十分から 午後三時三十分まで	午前十時から 正午まで	午前十時から 正午まで 午後一時から 午後三時まで
仁賀保町総合福祉交流センター	象潟町構造改善センター	労働者研修センター	

二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日  
平成十六年九月十三日から同年十月五日まで

三 特定計量器の所在の場所での検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第二項の規定により、申請すること。

県 道	新	旧
	能代五城目線	能代五城目線
	"	"
	八・四〇〇～一三・四〇〇	七・〇〇〇～一三・〇〇〇
	〇・二二二	〇・二二二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環課  
 期間 平成十六年八月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第六百五十六号

一 道路の区域及び供用開始の区間

県 道	新	旧	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	横手東由利線	横手東由利線			
	"	"			

二 供用開始の期日 平成十六年八月十日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環課  
 期間 平成十六年八月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第六百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十六年八月十日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十六年八月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

県 道	仙ノ台松山線	能代市松山字川向四九番地先から七一番四地先まで

二 供用開始の期日 平成十六年八月十日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環課  
 期間 平成十六年八月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第六百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十六年八月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	本荘西仙北角館線	仙北郡西仙北町寺館字上沖谷地七八番一から北野目字四ツ谷一八八番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年八月十一日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十六年八月十日から同月二十三日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年八月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日  
平成十六年七月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人グローバルよこて
- 三 代表者の氏名  
佐藤 實
- 四 主たる事務所の所在地  
横手市田中町四番三十一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、横手地域の住民に対して、国際理解学習会や異文化交流会等の事業を行い、地域に住む外国人との交流を深めながら、信頼を基盤とする温かい人間関係を築き、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市真中土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年八月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名  
大館市赤石字屋布南二番地の二

平 泉 久 男

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大館市四ツ屋第一土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年八月二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年八月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北郡中仙町鷲野土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年八月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名  
仙北郡中仙町北長野字袴腰百八番地

戸 堀 光 悦

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年八月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
数値制御旋盤 一台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十六年九月三十日(木)
  - (四) 納入場所  
秋田県立秋田技術専門学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格

(二)(一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年八月十日(火)から同月十九日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月二十五日(水)午後三時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭

和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年八月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

マシンングセンタ 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年九月三十日(木)

(四) 納入場所

秋田県立秋田技術専門校

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

(二) 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年八月十日(火)から同月十九日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月二十五日(水)午後三時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

## (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年八月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 入札に付する事項

## (一) 購入物品名及び数量

普通旋盤 一台

## (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (三) 納入期限

平成十六年十二月二十日（月）

## (四) 納入場所

秋田県立大曲技術専門校

## 二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 三 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

## (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年八月十日（火）から同月十九日（木）までの期間、随時交付する。

## 四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月二十五日（水）午後三時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

## 五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

## 六 その他

## (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

## (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年八月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 入札に付する事項

## (一) 購入物品名及び数量

- (二) 速度測定装置 六式
- (二) 購入物品の仕様等
- (三) 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
- (四) 平成十六年十一月三十日(火)納入場所
- (四) 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年八月十日(火)から同月十九日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
- 平成十六年八月二十五日(水)午後三時四十五分
- 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
- 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」といふ。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
- 規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等
- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
- 詳細は、入札説明書による。

公安委員会告示

- 秋田県公安委員会告示第99号
- 銃砲刀剣所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いは、関係する講習会を実施するので、銃砲刀剣所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。
- 平成16年8月10日
- 秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道
- 1 実施年月日
  - 平成16年9月14日(火)午前9時から午後4時30分まで
  - 2 実施場所
  - 秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田宿泊所 ふきみ会館
  - 3 講習科目及び講習時間数
  - 猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱
  - いについて5時間実施する。
  - 4 受講定員
  - 40人
  - 5 受講申込みに必要な書類
  - (1) 受講申込書 2通
  - (2) 写真 2枚
  - 写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。
  - なお、郵送による申込みは、受け付けない。
  - 6 受講申込み等
  - (1) 申込み用紙の交付
  - 各受付場所において交付する。

- (2) 受付期間  
日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成16年8月10日（火）から9月10日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。

- (3) 受付場所  
住所地在管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

- (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018 863 1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

問合せ先

秋田県市町村職員共済組合公告

秋田県市町村職員共済組合定款5条の規定に基づき、平成15年度決算の要旨を公告する。

平成16年8月10日

秋田県市町村職員共済組合  
理事長 川口 博

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	基礎年金支払
負 担 金	4,503,774	14,885,245	169,877	173,699					
掛 金	4,401,942	7,638,669		173,571					
施設収入・商品売上					22,071				
基礎年金国庫金									1,212,871
基礎年金交付金		2,056,215							
利息及び配当金	53	2,157,466	38	133	4	217,348	1		
その他の収入	444,342	117,675	10	6,794	735		512,196	4,132	
他 経 理 か ら 繰 入			56,494		13,111				
前 年 度 支 払 準 備 金	826,632								

前年度繰越長期給付積立金		103,382,207																		
計	10,176,743	130,237,477	226,419	354,197	35,921	217,348	512,197	4,132	1,212,871											
給付	4,862,531	20,002,521																		
役員給与			89,708	33,308	13,099	2,975	17,101	3,119												
旅費・事務費			21,659	4,873	283	36	975	26												
商品仕入																				
飲食材料費					5,074															
委託費			13,657		1,309															
支払利息						153,485	411,039	1,084												
連合会払込金	155,146	395,156		190			22,439													
老人保健拠出金	2,326,056																			
退職者給付拠出金	1,101,681																			
基礎年金拠出金負担金		5,494,876																		
基礎年金									1,212,871											
他経理へ繰入	28,247	28,247																		
その他の支出	951,412	3	55,236	301,522	16,168	1,157	31,230	742												
次年度支払準備金	806,305	1,457																		

次年度繰越長期給付積立金		104,315,217											
計	10,231,378	130,237,477	180,260	339,893	35,933	157,653	482,784	4,971	1,212,871				
差引当期利益金又は当期欠損金( )	54,635		46,159	14,304	12	59,695	29,413	839					

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	620,065	7,822,082	280,394	793,242	39,638	6,538,852	133,469	109,185		
	固定資産		96,494,592	4,459	44	19,126	8,548,578	21,371,787			
資産	繰延資産										
資産	合計	620,065	104,316,674	284,853	793,286	58,764	15,087,430	21,505,256	109,185		
負債	流動負債	78,194		871	3,968	986	14,825,371	373	4,190		
	固定負債	806,305	1,457	89,683	52,218	17,442	267	20,681,039	66,258		
負債	負債合計	884,499	1,457	90,554	56,186	18,428	14,825,638	20,681,412	70,448		
資本	資本剰余金	264,434		491	2,325	40,335					
	積立金		104,315,217								
	利益剰余金			193,808	734,775	1	261,792	823,844	38,737		
資本	資本合計	264,434	104,315,217	194,299	737,100	40,336	261,792	823,844	38,737		
負債・資本	負債・資本合計	620,065	104,316,674	284,853	793,286	58,764	15,087,430	21,505,256	109,185		

発行者 秋田県

秋田県庁本庁一丁目一番一号

購読料金

一円三十三百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 098-876666 FAX 098-876666  
E-mail: matsubarar@matsubararansatsu.co.jp  
秋田県山王七丁目五番二十九号  
松原印刷社

